⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房情報通信課　高山健一郎　電話03―3580―3311　内線2182
ＦＡＸ03―5501―8191

4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②　入札希望者は、入札書の提出時に、指名停止措置を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OKANO Yukiko, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the services to be procured : 56, 58
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Delivery of diplomatic periodicals from Ministry of Foreign Affairs to Overseas Establishments of Japan, 1 set
⑷　Fulfillment period : From April 1, 2020 through March 31, 2021
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021 ; ④be licensed by the Minister of Land, Infrastructure and Transport as forwarder.
⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.
⑻　Date and time of tender explanation meeting : 12 : 00 noon January 22, 2020.
⑼　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. February 28, 2020.
⑽　Contact point for the notice : TAKAYAMA Kenichiro, Information and Communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 2182

○第４号（№４）

1　調達内容
ただし、令和２年度予算成立を条件とする。
⑴は、第３号の１⑴に同じ。
⑵　購入等件名及び数量　外交行嚢の外務本省と日本国在外公館との間の発受に関する業務一式
⑶、⑷、⑸は、第３号の１⑶、⑷、⑸に同じ。
⑹　入札方法　外交行嚢の外務本省から日本国在外公館との間の発受に要する単価に見込数量を乗じて得た額の合計額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺は、第３号の１⑺に同じ。
2　競争参加資格　第３号に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴、⑵は、第３号の３⑴、⑵に同じ。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和２年１月22日午前11時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を令和２年１月21日午後５時00分までに上記３⑴までＦＡＸにて連絡すること。
⑷は、第３号の３⑷に同じ。
⑸　開札の日時及び場所　令和２年３月３日午後３時00分　外務省入札・開札室
⑹は、第３号の３⑹に同じ。
4　その他　第３号に同じ。
5　Summary
⑴, ⑵　The same with Notice above (No. 3)
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Delivery and reception of diplomatic pouches between Ministry of Foreign Affairs and Overseas Establishments of Japan, 1 set
⑷, ⑸, ⑹, ⑺　The same with Notice above (No. 3)
⑻　Date and time of tender explanation meeting : 11 : 00 a.m. January 22, 2020
⑼, ⑽　The same with Notice above (No. 3)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年１月８日
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　木村　秀美
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び予定数量
トナーカートリッジ（ＰＲ―Ｌ1500―11）１個ほか　156品目
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　契約期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の合計で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。